

答
答
安
案
用
紙

未分割財産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

未分割財産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額
(5) 未分割立木の評価減額の計算		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特 例 適 用 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特 例 適 用 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特 例 適 用 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

（設問 1）

（単位：円）

(1) 類似業種比準価額

(2) 純資産価額

(3) 評価額

(1) 業種目の判定

(2) 類似業種比準価額

(3) 純資産価額

(4) 評価額

（設問 1）

（単位：円）

(1) 評価方式の判定

(2) 評 価

（設問 2）

（単位：円）

(1) 評価方式の判定

(2) 現物出資等受入れ差額の加算適用の判定

(3) 純資産価額

(4) 評 価

(設問 1)

(単位：円)

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

(設問 2)

(単位：円)

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

(設問 3)

(単位：円)

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

(単位：円)

(1) 不動産等の割合

(2) 延納期間の判定

(3) 延納税額の内訳

(4) 分納税額の計算

I 延納期間及び利子税の割合の異なるごとの相続税額

(単位：円)

延納期間	利子税の割合	計 算 過 程	延 納 税 額
年	%		

II 分納税額及び利子税の額の合計額の計算

	計 算 過 程	金 額
1 回 目		
2 回 目		

I 延納期間及び利子税の割合の異なるごとの相続税額

(単位：円)

延納期間	利子税の割合	計 算 過 程	延 納 税 額
年	%		

II 分納税額及び利子税の額の合計額の計算

	計 算 過 程	金 額
1 回 目		
2 回 目		

I 相続人の相続税の課税価格及び相続税の総額等の計算

(単位:円)

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)			
相続税の総額 (課税時期の時価による課税 価格を基に計算した金額)	①		
農業投資価格により計算した相続 税の課税価格			
あん分割合			
相続税の総額 (農業投資価格により計算した相続 税の課税価格を基に計算した金額)	②		
相続税の総額の差額	(①-②)		

II 納付すべき相続税額及び納税猶予税額の計算

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
① 算出税額 (I の②の金額を基に計算した金額)			
② 納税猶予の基となる相続税額			
納付すべき相続税額 (①+②) (100円未満切捨)			
納税猶予税額 (100円未満切捨)			

1 相続人の納付すべき相続税額及び納税猶予額の計算

(単位：円)

区 分	相続人	子 A	子 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)				
相続税の総額④ (課税時期の時価による課税価格 を基に計算した金額)	(計算過程)			
農業投資価格により計算した相続 税の課税価格				
あん分割合				
相続税の総額⑤ (農業投資価格により計算した相続 税の課税価格を基に計算した金額)	(計算過程)			
相続税の総額の差額 (④－⑤)				
① 算出税額 (⑤の金額を基に計算した金額)				
② 納税猶予の基となる相続税額				
③ 小 計 (①＋②) (100円未満切捨て)				
④ 納税猶予税額 (100円未満切捨て)				
申告期限までに納付すべき相続税額 (③－④)				

2 継続届出書の提出期限

--

3 免除事由

①	
②	

(設問 3)

(単位：円)

区分		相続人等	配偶者乙	二男D	計	
通常の計算	相続税の課税価格					
	相続税の総額	(計算課程)				
	あん分割合					
	相続税額 (1)					
納税猶予額の計算	特例適用株式①を基に計算	課税価格	乙	D	計	
		納税猶予の対象となる株式の限度額 ①	(計算課程)			
		相続税の総額	(計算課程)			
		あん分割合				
		相続税額 (2)				
	①の20%を基に計算	①×20%の価額を基とする課税価格	乙	D	計	
		相続税の総額	(計算課程)			
		あん分割合				
		相続税額 (3)				
		納税猶予税額(100円未満切捨) (2)-(3)=(4)				
申告期限までに納付すべき相続税額(100円未満切捨) (1)-(4)						

6 債務控除額の計算				(単位:円)		
債務及び 葬式費用	負担者	計 算 過 程			金 額	

7 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算				(単位:円)		
贈与年分	受贈者	計 算 過 程			加 算 額	

8 各人の相続税の課税価格の計算							(単位:円)	
区分		相続人等					計	
遺贈による取得財産								
分割による取得財産								
みなし 財産								
相続時精算課税適用財産								
債務 控除	債務							
	葬式費用							
生前贈与加算額								
課税価格 (1,000円未満切捨)								

II 相続税の総額の計算

課 税 価 格 の 合 計 額		遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		課 税 遺 産 額	
千円		千円		千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合 計	人	1		(100円未満切捨)	円

3 未分割財産価額の計算

(1) 未分割遺産の額

(単位：円)

財産の種類	計算過程	金額
合計		

(2) 特別受益額

(単位：円)

受益者	計算過程	金額
合計		

(3) みなし相続財産 (1)+(2)= 円

(4) 具体的相続分

(単位：円)

共同相続人	計算過程	金額

6 相続時精算課税適用財産の価額の計算								(単位:円)
贈与年分	受贈者	計 算 過 程					金 額	
7 債務控除額の計算								(単位:円)
債務及び葬式費用	負 担 者	計 算 過 程					金 額	
8 相続税の課税価格に加算する贈与財産価額の計算								(単位:円)
贈与年分	受贈者	計 算 過 程					加 算 額	
9 各人の相続税の課税価格の計算								(単位:円)
区 分	相続人等						計	
遺 贈 財 産								
未 分 割 財 産								
立 木 の 評 価 減								
み な し 財 産								
相続時精算課税適用財産								
債 務 控 除 額								
生 前 贈 与 加 算								
課税価格(1,000円未満切捨)								

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額	
千円		千円	千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額	
		千円	円	
合計	人	1		相続税の総額 円

I 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産（次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
宅 地 H			
家 屋 H			
宅 地 I			
宅 地 J			
構 築 物			
宅 地 K			

(1) 遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
L 社 株 式			

(1) 遺贈により取得した個々の財産（次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
N 社 社 債			
ゴルフ会員権			
定期預金			
家庭用財産			

(2) 相続により取得した財産(次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。)の価額の計算

（単位：円）

計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産(相続時精算課税の適用を受ける贈与財産を除く。)価額の計算

（単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(4) 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	財産の種類	計 算 過 程	課税価格に算入される金額

(5) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(6) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額

(7) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等区分								計
相続又は遺贈による取得財産								
みなし取得財産								
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用								
生前贈与加算（暦年課税分）								
課税価格 (1,000円未満切捨)								

II 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人	1	(100円未満切捨) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分	相続人等						計
	算	出	税	額			
加							
算							
又							
は							
減							
算							
納付税額 (100円未満切捨て)							

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項	対象者	計	算	過	程	金	額